

# 福岡県公報

令和6年11月1日  
第544号

## 目次

### 告示(第685号-第691号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等  
(情報政策課) ..... 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要  
(環境保全課) ..... 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知  
(農山漁村振興課) ..... 3
- 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する事項  
(建築指導課) ..... 3
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) ..... 4

### 公告

- 競争入札参加者の資格等  
(総務事務厚生課) ..... 5
- 一般競争入札の実施  
(警察本部会計課) ..... 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧  
(都市計画課) ..... 9
- 落札者等の公示  
(教育庁施設課) ..... 9
- 第53回採石業務管理者試験の合格発表  
(工業保安課) ..... 9
- 養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録  
(畜産課) ..... 10
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表  
(廃棄物対策課) ..... 10
- 公共測量の実施  
(県土整備総務課) ..... 10

- 公共測量の実施  
(県土整備総務課) ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了  
(都市計画課) ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了  
(都市計画課) ..... 12
- 開発行為に関する工事の完了  
(都市計画課) ..... 12
- 漁業法及び福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開  
(漁業管理課) ..... 12

### 選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の報告(行財政支援課) ..... 12
- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の異動の報告(行財政支援課) ..... 13
- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の取消しの報告  
(行財政支援課) ..... 13
- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の変更  
(行財政支援課) ..... 13

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催  
(警察本部生活保安課) ..... 13
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催  
(警察本部生活保安課) ..... 14
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) ..... 15
- クロスボウの取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催  
(警察本部生活保安課) ..... 15
- 意見公募手続をしなかった理由等の公示  
(警察本部被害者支援・相談課) ..... 16

## 告示

### 福岡県告示第685号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡

県規則第25号)第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

| 手続等の根拠となる法令又は条例等の名称        | 条項      | 使用の開始日   | 対象手続                    |
|----------------------------|---------|----------|-------------------------|
| 総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号) | 第17条第1項 | 令和7年1月6日 | グリーンアジア国際戦略総合特区の指定に係る申請 |

#### 福岡県告示第686号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和6年11月1日から令和6年11月21日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 宮若市上有木1番地

名称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 長木 哲朗

#### 2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

#### 3 設置しようとする特定施設に関する事項

| 種類   | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面処理施設) |     |          |
|--|---|-----|----------|
| 能力   | 1.2分/個  |     |          |
| 工事着手予定年月日  | 許可後   |     |          |
| 工事完成予定年月日  | 許可後   |     |          |
| 使用開始予定年月日  | 許可後   |     |          |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間  | 16時間  |     |          |
| 使用時間の季節的変動の概要  | なし  |     |          |
| 特定施設の<br>使用時にお<br>いて当該特<br>定施設から<br>排出される<br>汚水等の汚<br>染状態の通<br>常の値及び<br>最大の値 | 項 目   | 通 常 | 最 大      |
|  | 水素イオン濃度   | -   | 8~12     |
|  | 生物化学的酸素要求量(mg/L)  | -   | 5,200以下  |
|  | 化学的酸素要求量(mg/L)  | -   | 6,000以下  |
|  | 浮遊物質(mg/L)  | -   | 500以下    |
|  | 窒素含有量(mg/L)   | -   | 1,290以下  |
|  | りん含有量(mg/L)   | -   | 50以下     |
|  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)                                   | -   | 12,000以下 |
|  | 大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )                               | -   | 2,000以下  |
|  | 汚水量(m <sup>3</sup> /日)                                  | -   | 0.3      |

#### 4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

| 種類        | 総合排水処理場              |
|-----------|----------------------|
| 型式        | 生物処理を主とした複合処理方式      |
| 構造        | コンクリート構造及び鋼鉄構造       |
| 主要寸法      | 35m×20m、25m×10m      |
| 能力        | 900m <sup>3</sup> /日 |
| 処理方式      | 生物処理を主とした複合処理方式      |
| 工事着手予定年月日 | 既設                   |

|   |                            |         |      |       |     |
|---|----------------------------|---------|------|-------|-----|
| 工事完成予定年月日   |                            | 既設      |      |       |     |
| 使用開始予定年月日   |                            | 既設      |      |       |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                 |                            | 連続 24時間 |      |       |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                       |                            | なし      |      |       |     |
| 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目                        | 処 理 前   |      | 処 理 後 |     |
|   |                            | 通常      | 最大   | 通常    | 最大  |
|   | 水素イオン濃度                    | 6～10    | 6～10 | 6～8   | 6～8 |
|   | 生物化学的酸素要求量 (mg/L)          | 26      | 70   | 8     | 10  |
|   | 化学的酸素要求量 (mg/L)            | 25      | 85   | 12    | 15  |
|   | 浮遊物質 (mg/L)                | 53      | 65   | 16    | 20  |
|   | 窒素含有量 (mg/L)               | 14      | 25   | 12    | 15  |
|   | りん含有量 (mg/L)               | 5       | 7    | 0.8   | 1   |
|   | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)     | 11      | 25   | 2     | 2   |
|   | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | -       | -    | 10    | 100 |
| 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)                             | 720                        | 900     | 720  | 900   |     |

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

|                         |                            |     |     |
|-------------------------|----------------------------|-----|-----|
| 事業場から排出される排出水の排水口       |                            | 排水口 |     |
| 当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目                        | 通常  | 最大  |
|                         | 水素イオン濃度                    | 6～8 | 6～8 |
|                         | 生物化学的酸素要求量 (mg/L)          | 8   | 10  |
|                         | 化学的酸素要求量 (mg/L)            | 12  | 15  |
|                         | 浮遊物質 (mg/L)                | 16  | 20  |
|                         | 窒素含有量 (mg/L)               | 12  | 15  |
|                         | りん含有量 (mg/L)               | 0.8 | 1   |
|                         | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)     | 2   | 2   |
|                         | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 10  | 100 |

|                         |     |     |
|-------------------------|-----|-----|
| 排水量 (m <sup>3</sup> /日) | 720 | 900 |
|-------------------------|-----|-----|

福岡県告示第687号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
北九州市門司区（国有林。別の図に示す部分に限る。）、北九州市門司区（別の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第688号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示し、この告示の日から施行する。

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する事項（平成28年12月福岡県告示第869号）は、廃止する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 中間検査を行う区域                                   | 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模  | 指定する特定工程                       | 指定する特定工程後の工程                                | その他特定行政庁が必要と認める事項 |
|---|---|--------------------------------|---|-------------------|
| 福岡県の全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。） | <p>主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造としたもので住宅の用途に供する建築物（新築に限る）。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法第6条の4第1項第1号及び第2号に掲げる建築物</li> <li>法第18条第3項及び第4項の規定により確認済証の交付を受けた建築物</li> <li>法第85条第4項及び第6項の規定により許可を受けた建築物</li> <li>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた建築物</li> <li>枠組壁工法、木質プレハブ工法、丸太組構法、CLTパネル工法を用いた建築物及び免震建築物</li> <li>平成14年6月30日以前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物</li> <li>平成14年7月1日から平成17年6月30日までの期間に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物のうち都市計画区域外にあるもの</li> </ol> | 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組及び耐力壁工事の工程 | 構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事の工程 | なし                |

**福岡県告示第689号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名           | 変更前後別 | 区 間  | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|---------------|-------|--|------------------|--------------|
| 八 女 県 道  |       | 北矢部冬野線<br>黒 木 | 前     | 八女市黒木町大字大淵9369番1先から<br>八女市黒木町大字大淵9450番1先まで | 7.0<br>～<br>13.5 | 482.0        |
|          |       |               | 後     | 八女市黒木町大字大淵9369番1先から<br>八女市黒木町大字大淵9450番1先まで | 7.0<br>～<br>20.0 | 485.1        |

**福岡県告示第690号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名           | 供 用 開 始 の 区 間                              |
|----------|---------------|--|
| 八 女      | 北矢部冬野線<br>黒 木 | 八女市黒木町大字大淵9369番1先から<br>八女市黒木町大字大淵9450番1先まで |

**福岡県告示第691号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名  | 供用開始の区間                                  |
|----------|------|--|
| 南筑後      | 高田川線 | みやま市瀬高町太神3133番1先から<br>みやま市瀬高町太神3134番1先まで |

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

窓口用端末賃貸借

#### 2 競争入札参加者の資格

##### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

#### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

##### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記

されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年11月20日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

---

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

窓口用端末貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 貸借期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年12月11日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名      | 等級    |
|-----|-----|----------|-------|
| 13  | 08  | リース・レンタル | AA, A |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年11月1日（金曜日）から令和6年11月22日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年12月11日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和6年12月12日（木曜日）午前10時30分

## (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A leasing contract for Counter terminal
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 P. M. December 11, 2024
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka  
Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（令和6年9月27日糸島市告示第237号）

---

**公告**

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量

- 令和6年度ネットワーク機器等賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部施設課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日

令和6年10月4日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
- (2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

42,617,520円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

---

**公告**

第53回採石業務管理者試験（令和6年10月11日実施）の合格者を次のように発表する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

1、4、8、10、21、30、32

---

**公告**

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 登録番号 | 登録業者           |                    | ふ化場              |                         | 登録年月日     |
|------|----------------|--------------------|------------------|-------------------------|-----------|
|      | 名称             | 住所                 | 名称               | 所在地                     |           |
| 3-1  | 株式会社後藤孵卵場九州事業所 | 朝倉郡筑前町栗田2680       | 株式会社後藤孵卵場九州事業所   | 朝倉郡筑前町栗田2680            | 令和6年11月1日 |
| 3-2  | 株式会社久留米孵卵場     | 久留米市御井町字堀ノ上1581の15 | 株式会社久留米孵卵場基山工場   | 佐賀県三養基郡基山町長野380-7       | 令和6年11月1日 |
| 3-3  | 株式会社山形種鶏場      | 遠賀郡岡垣町中央台二丁目9番16号  | 株式会社山形種鶏場本社第1ふ化場 | 遠賀郡岡垣町中央台四丁目2番18号       | 令和6年11月1日 |
|      |                |                    | 株式会社山形種鶏場本社第2ふ化場 | 遠賀郡岡垣町中央台四丁目3番43号       |           |
|      |                |                    | 株式会社山形種鶏場熊本支店    | 熊本県球磨郡錦町西字松葉1336-5      |           |
|      |                |                    | 株式会社山形種鶏場宮崎支店    | 宮崎県小林市野尻町三ヶ野山2448-1     |           |
|      |                |                    | 株式会社山形種鶏場鹿児島事業所  | 鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野10542番地1 |           |

**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

匠技建興産株式会社

(2) 所在地

福岡市東区蒲田2-18

(3) 代表者

代表取締役 野本 政裕

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和6年10月9日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

|      |      |
|------|------|
| 実施地域 | 実施期間 |
|------|------|

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 朝倉市長測 | 令和6年10月10日から<br>令和7年3月14日まで |
|-------|-----------------------------|

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量、4級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域       | 実施期間                        |
|------------|-----------------------------|
| 筑後市大字久富・熊野 | 令和6年10月21日から<br>令和7年2月28日まで |

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（路線測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域            | 実施期間                        |
|-----------------|-----------------------------|
| 宇美町大字宇美今屋敷（焼尾池） | 令和6年10月17日から<br>令和7年2月28日まで |

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、用地測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域   | 実施期間                       |
|--------|----------------------------|
| 遠賀郡芦屋町 | 令和6年9月6日から<br>令和6年11月15日まで |

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

## 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域   | 実施期間                       |
|--------|----------------------------|
| 大野城市全域 | 令和6年10月7日から<br>令和7年3月31日まで |

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市吉田字轟22番8及び22番10から22番12まで並びに江口字千疋105番32から105番34まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市青柳3108-3  
株式会社西部技研  
代表取締役社長 隈 扶三郎

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市山隈字東山228番22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
うきは市吉井町新治184-1 ソラーレ吉井Ⅱ205  
寺松 隆之介

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市油比字蓮ヶ浦402番1及び402番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市油比字蓮ヶ浦416番地

山本 咲、山本 清貴

**公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第3項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第48条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

令和6年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 不利益処分の根拠となる法令の条項  
漁業法第131条第1項及び福岡県漁業調整規則第48条第1項
- 2 聴聞の期日及び場所  
令和6年11月12日 14時00分  
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階  
海区漁業調整委員会室
- 3 傍聴の方法  
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 4 聴聞に関する問合せ先  
福岡県総務部行政経営企画課法務係  
電話番号 092-643-3028  
郵便による場合の宛先  
郵便番号 812-8577（福岡県庁）

**選挙管理委員会****福岡県選挙管理委員会告示第56号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

| 市町村名 | 施設名            | 所在地            | 指定年月日     |
|------|----------------|----------------|-----------|
| 福岡市  | 市営城浜住宅9区集会所    | 福岡市東区城浜団地45番1号 | 令和6年10月7日 |
|      | 市営板付住宅10棟集会所   | 福岡市博多区板付三丁目10番 | 令和6年10月7日 |
|      | 市営ニュー堅粕住宅3棟集会所 | 福岡市博多区堅粕二丁目13番 | 令和6年10月7日 |

**福岡県選挙管理委員会告示第57号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の異動があった旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| 市町村名 |   | 施設名         | 所在地            | 異動年月日     |
|------|---|-------------|----------------|-----------|
| 福岡市  | 新 | 市営弥永住宅3区集会所 | 福岡市南区弥永団地21番1号 | 令和6年10月7日 |
|      | 旧 | 市営弥永住宅3区集会所 | 福岡市南区弥永団地13番   |           |

**福岡県選挙管理委員会告示第58号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和6年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| 市町村名 | 施設名             | 所在地             | 指定取消年月日   |
|------|-----------------|-----------------|-----------|
| 福岡市  | 市営城浜住宅57棟集会所    | 福岡市東区城浜団地57番    | 令和6年10月7日 |
|      | 市営板付住宅13棟集会所    | 福岡市博多区板付三丁目13番  | 令和6年10月7日 |
|      | 健康づくりサポートセンター講堂 | 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 | 令和6年10月7日 |

|      |              |             |            |
|------|--------------|-------------|------------|
| 大野城市 | 北コミュニティセンター  | 御笠川一丁目17番1号 | 令和6年10月14日 |
|      | 南コミュニティセンター  | 南ヶ丘五丁目9番1号  | 令和6年10月14日 |
|      | 東コミュニティセンター  | 大池二丁目2番1号   | 令和6年10月14日 |
|      | 中央コミュニティセンター | 中央一丁目2番15号  | 令和6年10月14日 |

**福岡県選挙管理委員会告示第59号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和6年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| 施設名              | 変更内容  | 変更後             | 変更前              |
|------------------|-------|-----------------|------------------|
| 花畑ホームアイナリーケア     | 施設の名称 | 花畑ホームアイナリーケア    | 特別養護老人ホーム花畑ホーム   |
|                  | 所在地   | 福岡市南区大平寺2-37-18 | 福岡市南区柏原715       |
| 第2花畑ホームアイナリーケア   | 施設の名称 | 第2花畑ホームアイナリーケア  | 特別養護老人ホーム第2花畑ホーム |
| 篠栗病院             | 所在地   | 篠栗町田中1-10-1     | 篠栗町大字尾仲94        |
| 介護老人保健施設サンライフ陽光苑 | 所在地   | 篠栗町田中1-10-1     | 篠栗町大字尾仲94        |

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第255号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和6年11月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年12月20日（金） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

| 時 間              | 科 目                                    |
|------------------|--|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分  | 講習結果に対する考査                             |
| 午後4時30分～午後5時30分  | 考査結果の公表<br>(合格者に対する講習修了証明書の交付)         |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、

その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第256号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）21条第2項の規定により告示する。

令和6年11月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

| 日 時                              | 場 所                           | 開催警察署  |
|----------------------------------|-------------------------------|--------|
| 令和6年12月4日（水）<br>午後1時30分～午後4時30分  | うきは市吉井町343番地3<br>うきは警察署 会議室   | うきは警察署 |
| 令和6年12月10日（火）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市西区今宿西一丁目14番10号<br>西警察署 会議室 | 西警察署   |
| 令和6年12月18日（水）<br>午後1時30分～午後4時30分 | 嘉麻市大隈町418番地3<br>嘉麻警察署 会議室     | 嘉麻警察署  |

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

### 福岡県公安委員会告示第257号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年11月1日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

| 日 時                            | 場 所                               | 射撃方法   | 受講可能人員 |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 令和7年1月9日（木）<br>午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字袖須原<br>223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 18名    |

#### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時                            | 場 所                               | 射撃方法          | 受講可能人員 |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 令和7年1月9日（木）<br>午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字袖須原<br>223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | 大口径<br>ライフル射撃 | 15名    |

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第258号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和6年11月1日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時  
令和6年12月22日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以

- 内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
  - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
  - (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
  - (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
  - (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

---

#### 福岡県公安委員会告示第260号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に関する審査基準(以下「審査基準」という。)の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

令和6年11月1日

福岡県公安委員会

#### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について(令和6年8月19日付け警察庁長官官房長通達)の発出に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 審査基準の設定の日

令和6年10月22日

#### 3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。